

記 錄

文書番号	S C J 第 2 3 期 290922-23460200-024
委員会等名	日本学術会議健康・生活科学委員会 健康・スポーツ科学分科会
標題	ユネスコ「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」の監訳及びシンポジウムの開催
作成日	平成 29 年（2017 年）9 月 22 日

※ 本資料は、日本学術会議会則第二条に定める意思の表出ではない。掲載されたデータ等には、確認を要するものが含まれる可能性がある。

記 錄

ユネスコ「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」の監訳
及びシンポジウムの開催



平成29（2017）年9月22日

日本 学 術 会 議

健康・生活科学委員会

健康・スポーツ科学分科会

本記録は、第23期日本学術会議 健康・生活科学委員会 健康・スポーツ科学分科会によるユネスコ「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」の監訳及び関連して開催したシンポジウムについて取りまとめ、公表するものである。

第23期 日本学術会議健康・生活科学委員会健康・スポーツ科学分科会

委員長	田畠 泉	(第二部会員)	立命館大学スポーツ健康科学部教授
副委員長	寒川 恒夫	(連携会員)	早稲田大学スポーツ科学学院教授
幹事	宮地 元彦	(連携会員)	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所身体活動研究部長
幹事	田原 淳子	(連携会員)	国士館大学体育学部教授
	阿江 通良	(連携会員)	日本体育大学スポーツ文化学部教授
	井谷 恵子	(連携会員)	京都教育大学教育学部教授
	岡田 知雄	(連携会員)	神奈川工科大学応用バイオ科学部栄養生命科学科特任教授
	金久 博昭	(連携会員)	鹿屋体育大学体育学部理事・副学長
	川上 泰雄	(連携会員)	早稲田大学スポーツ科学学院教授
	小熊 祐子	(連携会員)	慶應義塾大学スポーツ医学研究センター・大学院健康マネジメント研究科准教授
	定本 朋子	(連携会員)	日本女子体育大学体育学部教授
	下光 輝一	(連携会員)	公益財団法人健康・体力づくり事業財団理事長、東京医科大学名誉教授
	田口 貞善	(連携会員)	立命館大学総合科学技術研究機構招聘客員教員(教授)、京都大学名誉教授
	坪田 一男	(連携会員)	慶應義塾大学医学部眼科学教室教授
	永富 良一	(連携会員)	東北大学大学院医工学研究科教授
	野崎 大地	(連携会員)	東京大学大学院教育学研究科教授
	福永 哲夫	(連携会員)	鹿屋体育大学特任教授
	福林 徹	(連携会員)	東京有明医療大学保健医療学部特任教授
	三輪 清志	(連携会員)	味の素株式会社客員フェロー

本記録の作成にあたり、以下の方々にご協力頂きました。

- 今泉 柔剛 (スポーツ庁国際課長)
- 菊 幸一 (筑波大学教授)
- 建石 真公子 (法政大学法学部教授)
- 森 敏生 (武蔵野美術大学教授)
- 來田 享子 (中京大学スポーツ科学部教授)

本記録の作成に当たっては、以下の職員が事務を担当した。

事務 中澤 貴生 参事官（審議第一担当）（平成27年3月まで）
井上 示恩 参事官（審議第一担当）（平成29年3月まで）
西澤 立志 参事官（審議第一担当）（平成29年4月から）
渡邊 浩充 参事官（審議第一担当）付参事官補佐（平成28年12月まで）
齋藤 實寿 参事官（審議第一担当）付参事官補佐（平成29年1月から）
角田美知子 参事官（審議第一担当）付審議専門職（平成27年12月まで）
岩村 大 参事官（審議第一担当）付審議専門職（平成29年3月まで）
勝間田真由子参事官（審議第一担当）付審議専門職（平成29年4月から）

目 次

はじめに	1
「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」（監訳）	3
シンポジウムの概要	14
・基調講演（抄録）	
Background and Significance of UNESCO's International Charter of Physical Education, Physical Activities and Sport	
Angela Melo, Director, UNESCO Ethics, Youth and Sport Division	
・シンポジウム	
ユネスコの新「体育・身体活動・スポーツ国際憲章」と日本の現状・課題と展望	
司会：田原 淳子（国士館大学教授）	
○学校体育の立場から「国際憲章」の意義と可能性を探る 演者：森 敏生（武蔵野美術大学教授）	
○身体活動奨励の立場から 演者：宮地 元彦（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 健康増進研究部 部長）	
○スポーツの立場から 演者：菊 幸一（筑波大学教授）	
○行政の立場から -我が国のスポーツ政策とユネスコ国際憲章等との関係- 演者：今泉 柔剛（スポーツ庁国際課長）	
総括：寒川 恒夫（早稲田大学教授）	
健康・生活科学委員会健康・スポーツ科学分科会審議経過	18
注及び文献	19

はじめに

スポーツが人権の一つであることを謳った最初の国際憲章は、国連教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization : ユネスコ）の「体育とスポーツに関する国際憲章」（International Charter of Physical Education and Sport : 1978 年, 1991 年改訂）¹⁾ である。体育・スポーツへの参加は、年齢や身体的特性などのあらゆる違いに関わらず、人としての権利であり、その実現は政府、公的機関、民営機関の責任であるとした。この憲章は世界に衝撃をもって受け止められ、その後の国際的及び各国のスポーツ政策の範囲と目標に大きな影響を与えてきた。日本のスポーツ政策も例外ではなく、その理念は『スポーツ基本法』（2011 年）²⁾ に盛り込まれている。

この国際憲章が、2013 年にベルリンで開催された第 5 回スポーツ担当大臣会議（MINEPS V）³⁾ の決議を受けて、全面的に改定されることになった。前回の改訂から 20 年以上を経て、その間の体育・スポーツにおける国際的な動向や新たな調査・研究の成果を盛り込み、今の時代に即した憲章にすることが求められたためである。

国際憲章の改定作業は、ユネスコおよびユネスコの委託を受けた国際体育・スポーツ科学評議会（ICSSPE）⁴⁾ のイニシアチブで行われた。ユネスコの体育・スポーツ政府間会議（CIEGEPS）⁵⁾ やユネスコ加盟各国、CIEGEPS の常設諮問委員⁶⁾（体育・スポーツ・健康科学関係の 33 機関から成る）等による幾重もの審議を経て、憲章の内容が検討された⁷⁾。そこでは、従来の「体育・スポーツ」に「身体活動（Physical Activity）」の用語を加えて憲章の範囲が拡大され、これからのあるべき国際基準が提示された。刷新された「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章（International Charter of Physical Education, Physical Activity and Sport）」は、2015 年 5 月にユネスコ理事会で承認、同年 11 月 17 日に第 38 回ユネスコ総会で決定された。

こうした国際的な動向に鑑み、本分科会ではこの「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」を取り上げて検討することにした。そこでは、日本においてこの新しい憲章について周知すると共に、憲章に照らしてわが国の体育・身体活動・スポーツの現状につい

ての課題を明らかにし、今後の日本のスポーツ政策に資するような資料を得ることが目指された。そのために、次の二つの活動を展開することにした。一つは、この憲章の監訳を行うことであり、もう一つは、この憲章に関するシンポジウムを日本体育学会と合同で開催することであった。

本分科会による監訳が完了した後、和訳は上記シンポジウムの資料として 2016 年 8 月に日本体育学会第 67 回大会において参加者に配布された。また、この和訳は、ユネスコ本部からの要請を受けて、日本国内ユネスコ委員会（文部科学省内）の確認を経て、ユネスコ本部⁸⁾ 及び日本国内ユネスコ委員会のサイト⁹⁾ に掲載されている。さらに、日本スポーツ体育健康科学学術連合のサイト¹⁰⁾ にも展開されている。

以下に、本分科会の活動記録として、「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」（監訳）及びシンポジウムの概要を掲載する。



「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」

前文

ユネスコ総会は、

1. 国連憲章において、基本的人権と人間の尊厳及び価値への信念を宣言し、社会的進歩と生活水準の向上とを促進する決意を確認したことを想起し、
2. 世界人権宣言によって、すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的又はその他の意見、国籍もしくは社会的出身、財産、門地、その他の地位によるいかなる差別をも受けることなく、そこに掲げられているすべての権利と自由を享有していることを想起し、
3. 人権の行使の条件は、すべての人が身体的、精神的、社会的な充足を育み維持させること、それらの能力を発達させ保つことができる安全と自由であることを確信し、
4. 被害を受けやすい又は取り残された集団が受けている格差を克服するために、体育・身体活動・スポーツのための資源、権限、責任が、ジェンダー、年齢、障がい、その他一切の理由に基づく差別なく与えられなければならないことを強調し、
5. 人類の無形の遺産のひとつである体育・身体活動・スポーツの文化的多様性には、運動遊び、レクリエーション、ダンス、組織化されたもの、日常的なもの、競争的なもの、伝統的なもの、先住民のものとしてのスポーツやゲームが含まれることを認識し、
6. 体育・身体活動・スポーツは、健康、社会的・経済的発展、若者のエンパワメント、和解、平和など、さまざまな個人的及び社会的恩恵をもたらすことを認識し、
7. 質の高い体育・身体活動・スポーツの提供は、フェアプレー、平等、誠実、卓越、責任、勇気、チームワーク、規則や法律の順守、自身や他者に対する尊重、共同体意識、連帯並びに楽しさや喜びなどの価値を促進するために要するあらゆる潜在的な能力を発揮するために欠かせないことを指摘し、



体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章

8. 質の高い体育・身体活動・スポーツを実現するために、あらゆる個人、専門家、ボランティアが一様に適切なトレーニング、監督、カウンセリングを受ける必要があることに対する注意を喚起し、
9. 幼少期からの保護者や保育者との遊びの経験や質の高い体育に参加することは、生涯にわたって身体活動やスポーツに参加し、さらには社会の一員となるために必要なスキル、態度、価値、知識、理解、喜びを子どもたちが学ぶための必須の入り口となることを明確に示し、
10. 体育・身体活動・スポーツは、人と人とのより強い絆、連帯、相互の尊重と理解、すべての個人の高潔性と尊厳に対する尊重を高めようとすべきであることを強調し、
11. あらゆるレベルの関係者による協調した行動と協力が、差別、人種差別、同性愛嫌悪、いじめ、ドーピング、不正な操作、子どもに対する過剰なトレーニング、性的搾取、不正取引並びに暴力から体育・身体活動・スポーツの高潔性と潜在的な恩恵を保護するための前提条件であることを主張し、
12. 体育・身体活動・スポーツは、自然環境において責任をもって行われることで豊かになること、ひいてはそれが地球の資源を尊重し、人類のより良い利益のための資源保護と利用への関心を呼び起こすことを自覚し、
13. この国際憲章は、体育・身体活動・スポーツを人類の発展に役立てることを宣言し、そして、その原則がすべての人々にとって現実のものとなるよう、すべての人、とりわけ政府、政府間組織、スポーツ組織、民間団体、実業界、メディア、教育者、研究者、スポーツ専門家とボランティア、参加者とその支援者、審判、家族並びに観客が憲章を守り、普及するよう強く促す。

* * *

第1条 ー 体育・身体活動・スポーツの実践は、すべての人の基本的権利である

1.1 すべての人は、人種、ジェンダー、性的指向、言語、宗教、政治的又はその他の意見、国民もしくは社会的出身、財産、その他一切の理由に基づく差別を受けることなく、体育・身体活動・スポーツを行う基本的な権利を持っている。

1.2 これらの活動を通じた身体的、精神的、社会的な充足と能力を発達させる自由は、政府、



体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章

スポーツ、教育に関わるすべての機関により支援されなければならない。

1.3 すべての人、とりわけ就学前の子ども、女性及び少女、老人、障がいのある人、先住民族に、体育・身体活動・スポーツへの参加のための誰もが受け入れられる適切で安全な機会が提供されなければならない。

1.4 レクリエーション、健康増進、パフォーマンスの向上といった目的にかかわらず、体育・身体活動・スポーツに参加し、あらゆる管理・意思決定レベルに参画するための平等な機会は、すべての少女と女性にとって積極的に守られなければならない権利である。

1.5 体育・身体活動・スポーツが多様であることは、それらの価値や魅力の基本的な要素になる。伝統的な、さらには先住民のゲーム、ダンス、スポーツは、今日創られつつある形態も含めて、世界の豊かな文化遺産を表現するものであり、保護され、普及されなければならない。

1.6 すべての個人は、体育・身体活動・スポーツを通じて各人の能力と興味に応じて一定の達成を得る機会を持たなければならない。

1.7 どの教育システムも、身体活動と他の教育要素との間のバランスと結びつきの強化を図るために、体育・身体活動・スポーツについて必要な位置づけと重要性を付与しなければならない。教育システムは、質が高く、排除される者がないような体育の授業が優先的に毎日、初等・中等教育の必須要素として含まれること、そしてスポーツと身体活動が学校及びその他の教育機関で、子どもたちや若者の日課で欠くことのできない役割を果たすことを保証しなければならない。

*

第2条 – 体育・身体活動・スポーツは、個人、コミュニティ、社会全体に幅広い恩恵をもたらすことができる

2.1 体育・身体活動・スポーツは、適切に組織され、教えられ、資源が提供され、実践されれば、個人、家族、コミュニティ、社会全体に対して幅広い恩恵をもたらす明確な貢献ができる。

2.2 体育・身体活動・スポーツは、忍耐力、強さ、柔軟性、協調性、バランス、コントロールを改善することにより、自らの身体を理解し対処する能力、充足感、健康及び能力の発達に顕著な役割を果たすことができる。水泳の能力は、溺れるリスクにさらされるあらゆる人にとって不可欠なスキルである。



体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章

- 2.3 体育・身体活動・スポーツは、身体に対する自信、自尊心、自己効力感を高め、ストレス、不安、抑うつを減らし、認知機能を高め、協力、コミュニケーション、リーダーシップ、規律、チームワークなどの参加や学習及びその他の生活面での成果に貢献する幅広いスキルや特性を発達させることで、心の健康、精神的充足と能力を改善させることができる。
- 2.4 体育・身体活動・スポーツは、コミュニティの絆や家族、友人、仲間との関係を築き、強化し、帰属意識や受容の気持ちを生み出し、肯定的な社会的態度や行動を発達させ、異なる文化的、社会的、経済的背景の人々を共通の目標や利益を求めて結びつけることにより、社会的充足と能力を支援することができる。
- 2.5 体育・身体活動・スポーツは、麻薬中毒、アルコール依存症、たばこ中毒、非行、搾取、極端な貧困の防止とそのリスクにさらされた人々の社会復帰に貢献できる可能性がある。
- 2.6 体育・身体活動・スポーツは、社会全体に顕著な健康的、社会的、経済的な恩恵を生み出すことができる。積極的なライフスタイルは、心臓疾患、糖尿病、ガン並びに肥満の防止の一助となり、究極的には早死を減らす。さらに、そのようなライフスタイルは、健康関連の費用を削減し、生産性を向上させ、市民的・社会的・政治的一体性を強化する。

*

第3条 ー すべての関係者が戦略的ビジョンの創造、方針の選択肢や優先順位の策定に参画しなければならない

- 3.1 体育・身体活動・スポーツのための戦略的ビジョンは、方針の選択肢と様々なレベルにおける優先順位が与える影響のバランスを取り、最適化するための前提条件である。
- 3.2 すべての関係者、とりわけスポーツ、教育、若者、健康、積極的なレクリエーション、開発、都市計画、環境、交通、ジェンダーや障がいの問題について責任を持つ国家や地方自治体、さらに政府間組織、オリンピック及びパラリンピック・ムーブメント、スポーツ組織、民間団体、実業界、メディア、教育者、研究者、スポーツ専門家とボランティア、参加者とその支援者、審判、家族並びに観衆は、体育・身体活動・スポーツ政策の発達と支援の責任を共有する。よって、上述のすべての関係者は、この責任を果たす機会を与えられるべきである。

- 3.3 あらゆるレベルの公的機関及び団体は、法律や規定の策定と施行、明確な目的を備えた国



体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章

のスポーツ開発計画の策定、及び物質的、財政的、技術的な援助の条件を含めた、その他の体育・身体活動・スポーツの奨励策を採用するための措置を講じなければならない。

3.4 体育・身体活動・スポーツの戦略や方針は、ボランティアに関わる部門に対して、その継続的な発展と関与を保証するために特定の支援を提供し、自由な組織づくりを尊重することを強化し、当該ボランティア部門による社会の民主的な文化への貢献を認識しなければならない。

3.5 体育への持続した投資は、すべての国の教育とスポーツに対する取り組みの根本的な要素であり、質の高い体育プログラムの公的提供に対する予算割り当ては保護され、強化されるべきである。

3.6 大規模なスポーツ競技大会の開催を検討している国や都市は、身体活動への参加を持続させ強化するため、またより良い社会的一体性の改善の助けとなるよう、大会の開催を体育・身体活動・スポーツのための長期的戦略に統合させるべきである。

*

第4条 一 体育・身体活動・スポーツのプログラムは、生涯にわたる参加の動機づけとならなければならない

4.1 体育・身体活動・スポーツのプログラムは、生涯にわたって実践する人々の必要性や個人的特性を満たすよう設計しなければならない。

4.2 生涯を通じた身体活動やスポーツへの参加を維持するために必要な知識、スキル、態度、動機づけの基礎を築くために、遊び、ゲーム、身体活動に関する早期からのプラスの経験をだれもが優先できるようにすべきである。

4.3 スポーツや身体活動における生徒の能力や自信の開発に関する学校教育課程の唯一の分野として、体育は生涯を通じた身体活動やスポーツに必要なスキル、態度、知識のための学習の入り口となる。資格を持った体育教師によって指導される、質が高く、排除される者がいないような体育授業が、すべての学年と教育レベルにおいて義務づけられるべきである。

4.4 体育・身体活動・スポーツの方針やプログラムは、プログラムが対象とする受益者の必要性を満足させているかどうかについて、官公庁による適切で体系的な監視と評価がなされなければならない。



国際連合教育科学
文化組織

体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章

*

第5条 — すべての関係者は、その活動が経済的、社会的、環境的に持続可能であることを保証しなければならない

5.1 体育・身体活動・スポーツの提供に従事する者並びにスポーツ競技大会の組織者は、活動の計画、実施、評価を行う時に、経済上、社会上、環境上、スポーツ上のいずれにおいても最重要原則である持続可能性を十分考慮しなければならない。

5.2 スポーツ用品の消費の拡大がグローバル経済への肯定的な影響を与える可能性がある中、当該産業は社会と環境に優しい実践を発展させ、融合させていく責務を負わなければならない。

5.3 屋内・屋外活動の環境への負の影響は防止されるべきである。スポーツ施設の所有者は、観衆やその場に居合わせた人々にリスクを与えるような不注意な行動、騒音、廃棄物、化学物質の使用やその他自然に与える潜在的な損傷を回避する特別な責任を負う。

5.4 大規模なスポーツ競技大会の実現に関する全関係者—とりわけ大会主催者、公的機関、スポーツ団体、商業的な関係者、メディアは、財務費用、環境的・社会的な影響、大会後のインフラ活用、スポーツ・身体活動への参加効果の面から、開催地域にとっての持続可能なレガシーを保証しなければならない。

*

第6条 — 研究・科学的根拠・評価は、体育・身体活動・スポーツの発展に不可欠な要素である

6.1 方針決定は妥当かつ事実に基づいた根拠に拠るものでなければならない。方針策定の質の高さは、科学的調査、専門知識、メディア、その他の関係者との協議並びに過去の方針とプログラムの評価・監視などを含む幅広い資料から収集した情報の質の高さで決まる。

6.2 政府やその他の主要な関係者は、体育・身体活動・スポーツの分野における研究を開始し、支援するべきである。

6.3 研究・科学的根拠・評価は、定められた倫理基準を厳密に遵守し、体育・身体活動・ス



体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章

スポーツにおけるドーピング、不正行為、その他違法行為などの不適切な適用を排除するべきである。

6.4 体育・身体活動・スポーツに関する研究成果、評価研究、その他の参考文献の収集及び普及は不可欠である。科学的研究及び評価の結果は、すべての関係者と社会全般が利用しやすく、理解しやすく、適切な方法で伝えられなければならない。

6.5 メディアは、体育・身体活動・スポーツの社会的重要性、倫理的価値及び利点について情報を提供し、認知度を高める上で極めて重大な役割を果たすことができる。公開討論及び意思決定の情報提供を目的としてメディア、科学界、その他の関係者が協力関係を強めることは相互の責任であり、良い機会になる。

*

第7条 ー 体育・身体活動・スポーツの教育、コーチング、管理は有資格者が行わなければならない

7.1 体育・身体活動・スポーツに専門的責任を負うすべての人材は、適切な資格を有し、トレーニングを行い、継続して専門的能力の向上に努めなければならない。

7.2 すべての体育・身体活動・スポーツの人材は、その監督下にあるすべての人のバランスの良い発達及び安全を促進するために必要とされる適性を確実に獲得し、維持できるだけの十分な人数を採用し、訓練しなければならない。そのようなトレーニングを受けた人材には、遂行する職務に沿った職業的認証が与えられるべきである。

7.3 ボランティアのコーチ、役員及び支援者は、各部門におけるかけがえのない人材としての立場を与えられ、適切なトレーニング及び管理を提供されなければならない。それによって、彼らが重要な役割を遂行し、参加増大の手助けをし、参加者の発達と安全を確保し、民主的なプロセスや地域社会生活における幅広い人々の結びつきを育てることができる。

7.4 すべての参加レベルにおいて、排除される者のない、個人の状況に応じたトレーニングの機会が得られなければならない。

*

第8条 ー 質の高い体育・身体活動・スポーツには、適切で安全な場所、施設、器具が不



可欠である

- 8.1 適切で安全な場所、施設、器具、衣類の選択は、特に天候、文化、ジェンダー、年齢、障がいに伴う異なるニーズに配慮し、体育・身体活動・スポーツの参加者のニーズに合うよう提供され、維持されなければならない。
- 8.2 あらゆるレベルの施設を運営する公的機関、スポーツ団体、学校、その他の団体は、自然環境がもたらす機会や状況を考慮しながら、体育・身体活動・スポーツのための設備、施設、器具を設計し、提供し、その利用を最適化するために協力して取り組むべきである。
- 8.3 民間及び公的な職場は、従業員の福利及び生産性向上のために、あらゆるレベルの従業員が自由に利用できるよう適切な施設の配置、スタッフの配備と動機づけをして身体活動やスポーツのための機会を提供しなければならない。
- 8.4 公的機関は、市民の活動的で健康な生活を支援し発展させ、維持するために、身体活動やスポーツの機会を都市計画、地方の計画、交通計画に組み込まなければならぬ。
- 8.5 体育・身体活動・スポーツのための施設及び公共の場を建設、管理、運営する場合、責任当局及びスポーツ施設の所有者は、エネルギーと資源の効率を最大限にし、自然環境に対する悪影響を最小限にするよう努力しなければならない。

*

第9条 － 安全性及びリスク管理は質保証の必須の条件である

- 9.1 体育・身体活動・スポーツは、すべての参加者の尊厳、権利、健康を保護する安全な環境で行われなければならない。安全性を低下させる、または不適切なリスクを含む実践や行事は、体育・身体活動・スポーツの完全性及び潜在的な恩恵とは相いれない。そのような実践及び行事には断固たる即時の対策が必要である。
- 9.2 体育・身体活動・スポーツにおける安全性及びリスク管理では、すべての関係者が参加者、観客、指導者に対し制限や危害が加えられる実態がなくなるよう努力することを求める。中でも子ども、若者、高齢者、女性、障がい者、移民、先住民など社会的弱者となりやすい人々に留意する。害を及ぼす実態には、差別、人種差別、同性愛嫌悪、いじめ、ドーピングと不正な操作、教育妨害、子どもに対する過剰なトレーニング、性的搾取、不正取引、暴行が含まれる。



9.3 体育・身体活動・スポーツは、特にジェンダー不平等、有害な社会規範、ジェンダーに関する固定観念などの根本的な原因に対処することにより、ジェンダーに基づく暴力に関する現象一般を防止する強力な手段として役立てることができる。

9.4 体育・身体活動・スポーツにおける参加者、管理者、教師、コーチ、両親などのすべての関係者が潜在的リスク、特に子どもに対するリスク、危険な又は不適切なトレーニング方法や競争、さらにはあらゆる種類の心理的プレッシャーについて意識しておくことが重要である。

*

第10条 一 体育・身体活動・スポーツの高潔性と倫理的価値の保護及び促進は、すべての人にとって普遍的な関心事でなければならない

10.1 あらゆる形態の体育・身体活動・スポーツは、弊害から守られなければならない。スポーツ競技大会における暴力、ドーピング、政治的権力の濫用、汚職や不正工作などの事象は深刻な危険性をもって体育・身体活動・スポーツの信頼性と高潔性を脅かし、その教育的機能、発展的機能及び健康促進機能を損なう。審判、公的機関、法執行機関、スポーツ組織、公認ギャンブル事業者、スポーツ関連の権利の所有者、メディア、非政府組織、管理運営者、教育者、家族、医療従事者、その他の関係者を含む参加者は、高潔を脅かすものに対し、齟齬のない対応が行われるよう、協力しなければならない。

10.2 ドーピングの悪影響に対抗するためのあらゆる努力が払われなければならない。また、参加者の身体的・精神的・社会的能力や健全な生活、フェアプレー及び競争の美徳、スポーツ・コミュニティの高潔性、さまざまなレベルでスポーツに参加する人々の権利を守るために、あらゆる努力が払われなければならない。世界的に採用されているアンチ・ドーピング規則が、国際的及び国内の管轄機関によって、あらゆるレベルのパフォーマンスに対し適用されることが極めて重要である。

10.3 スポーツ競技大会における不正工作は、スポーツの本質的価値を損ねる。それは賭博と結びつき、国際組織犯罪に大規模な事業機会を提供している。関連する国際手段に沿ったグローバルな協調的対応に加え、スポーツ競技大会における不正工作に対抗する国内外における協力関係を促進するため、有効な対策が取られなければならない。

10.4 体育・身体活動・スポーツを扱うあらゆる組織及び機関は、良好なガバナンスの原則を実行しなければならない。ここでいう原則には、選挙及び意思決定における透明性の高い



体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章

民主的な手続き、関係者集団との定期的な協議、資金の再分配のための明確な規定、説明責任及び透明性に関する原則の厳格な実施が含まれる。

10.5 体育・身体活動・スポーツまたは関連分野のすべての雇用主は、プロスポーツ選手を含め、被雇用者の精神的及び身体的な健康に十分配慮しなければならない。特に、児童労働及び人身売買を防止するため、国際的な労働協約及び基本的人権が尊重されなければならない。

10.6 大規模なスポーツ大会に関する汚職及び浪費のリスクを低減させるため、イベント主催者、公的機関、その他の関係者は、これらのイベントの招致、計画、開催における透明性、客観性、公平性を最大化するための対策を取らなければならない。

10.7 体育・身体活動・スポーツの提供者に対し金銭的、物質的、またはその他の支援を提供する公的機関は、供与した資源の適切な使用を社会を代表して監査し、統制する権利と義務を有する。

10.8 公的機関及びスポーツ組織には、相互尊重の精神において協力を拡大し、体育・身体活動・スポーツにおける各々の役割、法的権利、相互責任を明確に定義することによって紛争のリスクを最小化することが求められる。

10.9 重視されるべき価値を明確に意識した教育と情報が含まれている防止プログラムは重要である。これらのプログラムは、スポーツにおけるドーピング防止に対する肯定的な態度、また不正工作、汚職、違法行為や搆取に対する否定的な態度を育成すべきであり、審判、公的機関、法執行機関、スポーツ組織、公認ギャンブル事業者、スポーツ関連の権利の所有者、メディア、非政府組織、管理運営者、教育者、家族、医療従事者、その他の関係者を含む参加者に提供されるべきである。

10.10 公的機関及びスポーツ組織はメディアに対し、体育・身体活動・スポーツの高潔性を促進し、守るよう働きかけるべきである。メディアは、大会、組織、関係者に対し、批判的かつ独立した観察者として、市民に与えられる体育・身体活動・スポーツの恩恵やリスク、教育的価値を伝える役割を全うすることが求められる。

*

第11条 一 体育・身体活動・スポーツは、開発、平和、紛争後及び災害後の目標の実現において重要な役割を果たすことができる



11.1 開発と平和のイニシアチブのためのスポーツは、貧困の根絶、及び民主主義、人権、安全保障、平和と非暴力の文化、対話と紛争解決、許容と非差別、社会的統合、男女の平等、法の支配、持続可能性、環境認識、健康、教育、市民社会の役割をより強固なものにすることを目的とするべきである。

11.2 開発と平和をめざすスポーツは、紛争防止、紛争後及び災害後の介入、コミュニティの構築、国の結束及び市民社会と国際開発の目標の有効的な機能に貢献するその他の取り組みを支援するために促進され、活用されるべきである。

11.3 開発と平和をめざすスポーツは、排除される者がおらず、文化、ジェンダー、年齢、障がいに配慮したものでなければならず、また、強固な監視と評価のメカニズムを含むべきである。それらは地域プロジェクトのオーナーシップ（当事者意識）を奨励し、その他の体育・身体活動・スポーツがめざすものと同様に持続可能性と高潔性の原則を具体的に表現すべきである。

*

第12条 － 国際協力は、体育・身体活動・スポーツの範囲と影響を拡大するための必須の条件である

12.1 すべての関係者は、国際協力及び国際協調を通じて、個人、コミュニティ、国家内の開発、平和、連帯、友好に体育・身体活動・スポーツを活用するべきである。

12.2 国際協力及び国際協調は、社会的及び経済的発展における体育・身体活動・スポーツの重要な貢献を国際的、地域的及び国内的レベルで効果的に提唱するうえで、また、関連する調査や証拠を支援し共有するうえで活用すべきである。

12.3 公的機関、スポーツ組織、その他の非政府組織の間の国際協力及び国際協調は、体育・身体活動・スポーツの提供において国家間及び国家内に存在する格差を縮小するうえで極めて重要である。このような国際協力及び国際協調は、現在の憲章で定められている普遍的な原則に基づく指標やその他の監視・評価ツールのほか、優れた事例、教育プログラム、能力開発、権利擁護の知見を交換し活用することで達成することが可能である。

シンポジウムの概要

- ・基調講演（抄録）

Background and Significance of UNESCO's International Charter of Physical Education, Physical Activities and Sport

Overview

Angela Melo

Director

UNESCO Ethics, Youth and Sport Division

In 1976, due to the educational and ethical dimensions of sport, as well as its multi-disciplinary nature, Member States entrusted the UN Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO) with sport policy development.

Indeed, at that time sport emerged as an international policy issue as a result of the boycott of South African Springboks' rugby team (1976-79). Nevertheless, it was shown that sport could be used as a positive policy tool - with 'ping-pong' diplomacy (1972). In this context, UNESCO responded by convening the first International Conference of Ministers and Senior Officials Responsible for Physical Education and Sport (MINEPS I).

This Conference played a leading role in the development of the International Charter of Physical Education and Sport (1978), adopted by UNESCO General Conference. This Charter established most notably the practice of physical education and sport as a fundamental right for all, in doing so, placing emphasis on equality and grassroots sport. In this respect, cooperation between stakeholders was encouraged. Nonetheless, the need to protect the integrity of sport from doping, violence, manipulation and corruption had already become an important subject, as evidenced by the length of article 8 of the Charter.

Since then, UNESCO has continued to strengthen its fight for the preservation of sport integrity. In this respect, the International Charter was amended in 1991 to highlight the health benefits of physical activity, and to promote the inclusion of persons with disabilities, the protection of children, and the role of sport for development and peace.

The "Declaration of Berlin", adopted in May 2013 by MINEPS V, invited "the Director-General of UNESCO to consider a revision of UNESCO's International Charter to reflect (their) findings and recommendations" in the three areas of this text: "Access to Sport as a Fundamental Right for All";

“Promoting Investment in Sport and Physical Education Programmes”; and “Preserving the Integrity of Sport”.

In 2015, a new version of this text was adopted by the General Conference of UNESCO’s Member States. In twelve brief articles, the revised Charter serves as a universal reference on the ethical and quality standards of physical education, physical activity and sport. It also represents a renewed commitment of the international sport community to actively promote sport as a catalyst for peace and development.

The revised version of the Charter provides a framework that orients the stakeholders on certain themes: the recognition of physical education and physical activity as a public property, as well as their role in promoting gender equality, social inclusion, non-discrimination and sustained dialogue in our societies. The new Charter also supports broader policies in favour of grassroots sport, including the concepts of inclusivity, safety and sustainability, as well as the notion of « civil society » in accordance with the Sustainable Development Goals, as defined in the UN 2030 Agenda – Transforming Our World.

Finally, the economic dimension has not been overlooked because it integrates the different Charter elements.

This new global vision constitutes an essential step in the recognition of the role of sport in society assists the Member States to adopt a global approach in their sports policies and places UNESCO at the forefront of the promotion of values such as sustainable development and peace.

・シンポジウム

ユネスコの新「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」と日本の現状・課題と展望

司会：田原 淳子（国士館大学教授）

1978 年に採択されたユネスコの「体育・スポーツ国際憲章」は、スポーツを行うことが人間の権利であることを最初に謳った国際憲章であり、長年にわたり世界各国で体育・スポーツのあるべき姿を示す指針として活用されてきた。その後、ドーピング問題にかかわって 1991 年に一部改訂が行われたが、このほど近年の国際的な動向を踏まえて全面的に改定され、「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」として2015 年 11 月 17 日にユネスコ総会で採択された。

基調講演では、ユネスコの同憲章担当部代表であるアンジェラ・メロ氏（倫理・若者・スポーツ部長）を講師に迎え、旧憲章改定の背景と意義について講演をしていただいた。続くシンポジウムでは、新たな国際水準となった憲章に照らして、日本における現況と

課題、展望について多様な立場から報告がなされた。学校体育の立場から森敏生氏、身体活動の立場から宮地元彦氏、スポーツの立場から菊幸一氏、担当行政の立場から今泉柔剛氏に、それぞれ内容の濃い示唆に富むご報告をいただいた。2020年東京オリンピック・パラリンピックを数年後に控え、スポーツに関わる取り組みが活発化する中で、新憲章の理念を十分に理解するとともに、日本の体育・スポーツの課題と展望について広く情報を共有し、意見交換を行う貴重な機会となつた。

○学校体育の立場から「国際憲章」の意義と可能性を探る

演者：森 敏生（武蔵野美術大学教授）

1978国際憲章と呼応し体育・スポーツの権利論が70年代に活発に展開され、スポーツ権論に立脚した学校体育の目的・内容論の革新的提案につながつた。しかし、その後の学校体育改革の政策と実践に国際憲章を生かし切れていない。今度の2015国際憲章が示す理念・内容に照らして学校体育の現状を検証し改革課題を明確にして広く共有することが重要である。

わが国は「体育・身体活動・スポーツの基本的権利」が制度的に保障されているが、貧困・格差による体力・運動能力形成への影響、運動実践に見られるジェンダー不平等、過度に競争的な教育による幸福度の低さなどの教育問題を抱えている。有資格者による指導では、教育課程外の運動部活動などに起因する教員の多忙化や外部指導者の資格問題などがある。参加者の尊厳、権利、健康保護という点で、体育行事や運動部活における重篤な事故、運動部活指導における体罰・暴力問題や過剰トレーニングがある。このように新憲章を参照基準とする学校体育の問題や課題は多い。緊急かつ重点課題として、質の高い教育指導の専門性を損なう教員の多忙化解消、子どもへの過剰な負荷と暴力・体罰を誘発する競技至上主義の運動部活改革、学校体育カリキュラムにおけるジェンダー平等性の実現があげられる。

○身体活動奨励の立場から

演者：宮地元彦（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 健康増進研究部部長）

日本学術会議健康・スポーツ分科会では、新憲章を邦訳し、その普及・啓発に取り組んでいる。新憲章には、新たに「身体活動」という概念が含まれた。身体活動:physical activityとは、世界保健機関（WHO）などによると、エネルギー消費量の増大を伴う全ての身体を動かす行為とされている。多くの疫学研究が、身体活動不足は死亡や非感染性疾患発症の増加と関連することを示していることから、国連の示す「健康を享受する権利」を擁護する上で多様な身体活動を幅広く奨励することが望まれる。新憲章では身体活動の定義が明確に宣言されていないが、文脈からスポーツや体育の概念に“含まれない”健康づくりのための活動、子どもの遊び、家事や労働や移動に伴う活動を指すものと推察される。新憲章を有効に活用するためには、身体活動の定義を明確にする必要がある。

我が国における身体活動の現状は芳しくなく、それに伴う中高齢者の生活習慣病や要介護といった公衆衛生上の課題が指摘されている。これらの課題を解決する上で、新憲章にこれまでのスポーツ・体育に加え身体活動の概念が新たに盛り込まれた意義は大きく、我が国における新憲章の精神に基づいた活動の促進が期待される。

○スポーツの立場から

演者：菊 幸一（筑波大学教授）

スポーツが今日、グローバルカルチャーとして、ある意味、世界宗教に匹敵する影響力を持ち得るのは、今回の新国際憲章が謳っているその外在的価値の強調とは裏腹に、内在的にはプレイとしての「面白さ」や「楽しさ」に誰しもがふれることができるという、メディアとしての無価値性があるからだと考えられる。つまり、スポーツとは、あくまでその価値付与への自由性を担保しつつ、そこから人びとが望ましい価値を自ら構築していくことでグローバルな価値を形成してきた文化なのだ。ところが、日本では今日まで、スポーツに対して義務的、規範的な性格が強い体育（教育）的な価値を当初から強調し、これを発展させてきた歴史があり、スポーツの価値を自ら構築しようとする文化的な享受スタイルの確立は、なお課題のまま残されている。したがって、今回の新国際憲章を実現していく展望への切り口としては、日本で2011年に制定された「スポーツ宣言日本～21世紀におけるスポーツの使命～」（日本体育協会・日本オリンピック委員会）における「スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化」であり、「この文化的特性が十分に尊重されるとき、個人的にも社会的にもその豊かな意義と価値を望むことができる」という文言に注目しなければならないと考える。

○行政の立場から —我が国のスポーツ政策とユネスコ国際憲章等との関係—

演者：今泉 柔剛（スポーツ庁国際課長）

2011年のスポーツ基本法の公布、2012年のスポーツ基本計画の策定及び時を同じくして行われた2020年東京オリ・パラ大会の招致活動は、それまで国内中心だった我が国のスポーツ政策をして国際スポーツ界の動向に目を向けることの重要性を再認識させた。その中、2013年に開催されたユネスコのスポーツ大臣会合（通称：MINEPS・5）のベルリン宣言及び2015年のユネスコの「体育・身体活動・スポーツ国際憲章」の改訂は、国際スポーツ界に目を転じた我が国のスポーツ政策に大きなインパクトを与えた。特に、「スポーツ・フォー・オール」、「スポーツを通じた平和と開発」及び「スポーツのインテグリティの保護」に関する事項は、今後のスポーツ基本計画の改訂作業に大きな影響を及ぼすものである。我が国は、現在、人口減少及び少子高齢化社会が進む中、健康長寿社会の実現、社会的連帶の維持、多様で主体的な人材育成、成熟社会における経済の活性化及び地方の活性化など、世界に先立って多くの諸課題を抱えている。その中、スポーツを通じてこれらの諸課題の解決へ貢献していこうとする取組は、今後の国際社会におけるスポーツ政策に対して、我が国から提示できる1つのモデル事例となり得ると考えている。

総括 寒川 恒夫（早稲田大学教授）

今般の改訂憲章は旧憲章に比べ、その扱う範囲が格段に広がっている。タイトルに加わった「身体活動」は健康を意識した日常活動の意であるが、これは、健康問題はもはや制度化された体育やスポーツのみに委ねて十分という状況ではなく、さらに広く職場や家庭における普段の身体の動きを個々人が健康視点から見直すべき危機的段階に至っているとの認識に立っている。また、憲章が庇護する対象、憲章を支える主体、さらに憲章がもたらす社会的機能の範囲が格段に多様化したことでも今般の特徴であった。こうした広がりは、ユネスコが体育・スポーツ・身体活動に対し期待するところがこれまでになく大きいことを物語る。

今般の憲章では、スポーツをする人も見る人も支える人も考える人も「関係者」に数えられている。我々すべてが憲章の目的実現に関わっているのである。

本シンポジウムは日本学術会議と日本体育学会というアカデミック団体によって開催された。

アカデミック「関係者」が果たすべきつとめについて、シンポジストのお一方が気づかせてくれた。憲章が人類にもたらす恩恵に敬意を払いつつ、憲章そのものの有効性と限界について、その根拠を不斷に議論し、検証し、理論化することである。

健康・生活科学委員会健康・スポーツ科学分科会審議経過

平成27年

3月12日 健康・生活科学委員会健康・スポーツ科学分科会（第1回）

○役員の選出及び今期の活動計画について意見交換が行われた。

8月17日 健康・生活科学委員会健康・スポーツ科学分科会（第2回）

○ユネスコ理事会（2015年4月）において「体育・スポーツに関する国際憲章」（1975、1991）を全面改訂した新憲章「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」が承認されたことを受け、本分科会において同国際憲章に関する取り組みを具体的に検討することとした。

12月21日 健康・生活科学委員会健康・スポーツ科学分科会（第3回）

○上記国際憲章の背景について説明がなされ、本分科会での取り組みについて意見交換が行われた。

○上記国際憲章に関連したシンポジウム（日本体育学会第67回大会における本分科会と日本体育学会との共催）の開催及びそこでの論点について検討した。

平成28年

5月13日 健康・生活科『委員会健康・スポーツ科学分科会（第4回）

○上記国際憲章の仮訳（案）についての意見交換が行なわれ、継続して

委員から意見を募ることとした。

○上記シンポジウムにおける論点整理や用語の定義等に関する留意点について意見交換を行なった。

10月3日 健康・生活科学委員会健康・スポーツ科学分科会（第5回）

○上記シンポジウムに関する報告がなされた。

○本分科会から上記国際憲章についての情報の発出を目指すことが確認された。

平成29年

4月11日 健康・生活科学委員会健康・スポーツ科学分科会（第6回）

○「ユネスコ『体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章』の監訳及びシンポジウムの開催」について記録として発出することが了承された。

7月6日 健康・生活科学委員会健康・スポーツ科学分科会（第7回）

○「ユネスコ『体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章』の監訳及びシンポジウムの開催」は記録として23期中の公表をめざすことが確認された。

注及び文献

1) 「体育とスポーツに関する国際憲章」(International Charter of Physical Education and Sport : 1978年, 1991年改訂) 英文は1991年版が次のサイトに掲載されている。

<http://unesdoc.unesco.org/images/0021/002164/216489E.pdf> (2017年8月11日閲覧)

文部科学省のサイトには、1978年版の和訳が次のサイトに掲載されている。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo8/gijiroku/020901h1.htm

(2017年8月11日閲覧)

2) スポーツ基本法

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/attach/1307658.htm

(2017年8月11日閲覧)

3) MINEPS V

<http://www.unesco.org/new/en/social-and-human-sciences/themes/physical-education-and-sport/mineps-2013/> (2017年8月11日閲覧)

4) ICSSPE <http://www.icsspe.org> (2017年8月11日閲覧)

5) 体育・スポーツ政府間会議 (CIEGEPS)

<http://www.unesco.org/new/en/social-and-human-sciences/themes/physical-education-and-sport/cigeps/> (2017年8月11日閲覧)

6) CIEGEPS の常設諮問委員

<http://www.unesco.org/new/en/social-and-human-sciences/themes/physical-education-and-sport/cigeps/permanent-consultative-council/> (2017年8月11日閲覧)

- 7) MINEPS V 以後の国際憲章の改定プロセスについては、以下のサイトに詳しい。
<http://www.unesco.org/new/en/social-and-human-sciences/themes/physical-education-and-sport/sport-charter/the-evolution-of-the-charter/> (2017年8月11日閲覧)
- 8) ユネスコ本部のサイトにおける「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」(和文)の掲載。画面の右側にある Download the Sport Charter の欄に他の言語と共に「日本語」が表示されている。
<http://www.unesco.org/new/en/social-and-human-sciences/themes/physical-education-and-sport/sport-charter> (2017年8月11日閲覧)
- 9) 日本ユネスコ国内委員会のサイトにおける「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」の掲載 <http://www.mext.go.jp/unesco/009/1380063.htm> (2017年8月11日閲覧)
- 10) 日本スポーツ体育健康科学学術連合のサイトにおける「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」の掲載 <http://jaaspehs.com/important/269/> (2017年8月11日閲覧)